

● 株式譲渡所得・配当所得について（個人所得税）

上場株式や株式投資信託等の配当金・売買益等について、10%の軽減税率が平成25年末で廃止され、本則の20%になります。これに合わせ、少額投資非課税制度（NISA：ニーサ）が導入され、毎年100万円を上限とする新規購入分の配当金・売買益等が非課税となります。株式譲渡所得・配当所得の課税をまとめると、以下の通りとなっています。なお、NISAについては次号で解説予定です。

区分	所得	平成25年分	平成26年分～
上場株式等	譲渡・配当	分離課税10% (所得税7%、住民税3%)	分離課税20% (所得税15%、住民税5%) 少額投資非課税制度(NISA)
		<ul style="list-style-type: none"> 譲渡は分離課税（特定口座により申告不要可能） 配当は申告不要 or 分離課税 or 総合課税を選択可能 上場株式等の譲渡損失について、配当（申告分離課税）との損益通算及び翌年以後3年間の繰越控除可能 	
非上場株式等	譲渡	分離課税20%（所得税15%、住民税5%） ・ 上場株式等及び他の所得との損益通算不可	
	配当	総合課税20%（所得税20%） ・ 少額配当は申告不要可能	

所得税は復興特別税が加算されるため、7.147%、15.315%、20.42%となります。

上場株式等の譲渡損失の繰越控除や総合課税による配当控除を適用すると、所得税や住民税が減額されますが、扶養控除の対象から外れたり、65歳以上の介護保険料が増える場合がありますので、注意が必要です。

平成25年1月以降に支払う給与・報酬等から、源泉所得税の金額が変更されています。

税務カレンダー

	内容	備考
8月	個人事業税納付（第1期） 個人住民税納付（第2期）	
9月	-	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

【夏季休業のお知らせ】

8月12日（月）～15（木）は、夏季休業させていただきます。

ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承ください。